

キューソー流通システムグループ 人権方針

＜人権尊重に関するキューソー流通システムグループの考え方＞

キューソー流通システムグループは、事業活動のすべての過程で、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、ビジネスに関わるすべての人の人権を尊重するために、「キューソー流通システムグループ人権方針」（以下、本方針）をここに定めます。

社是である「楽業偕悦」の実践には、人権の尊重が不可欠です。当社グループで働く役員および従業員は、人権への負の影響を引き起こすことがないように、または間接的に加担することがないように責任を持って行動し、それぞれが働きがいを持って安心して働けるように努めます。

＜人権方針の適用範囲＞

本方針はキューソー流通システムグループすべての役員および従業員に適用します。

また、ビジネスパートナーを含むステークホルダーに対し、本方針の遵守を期待し、働きかけます。

＜人権に関する国際規範および法令の遵守＞

キューソー流通システムグループは、「国際人権章典」や国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関するILO宣言」などの人権に関する国際規範を尊重します。

また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基に本方針を策定し、事業活動を行う国内法や規制を遵守し、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。国際的に認められた基準と各地域の法令との間に差異がある場合は、より高い基準に従い、現地法令を尊重しつつ、より国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

＜人権に関するガバナンス体制＞

株式会社キューソー流通システムの取締役会が本方針の運用を監督する責任を担います。

<人権デュー・ディリジェンスの実施>

キューソー流通システムグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、当社グループの事業活動において与える人権への負の影響を特定し、適切な手段を講じ、その防止、または軽減を図るよう努めます。

<是正・救済>

キューソー流通システムグループの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こしたこと、または負の影響を助長したことが明らかになる場合、適切な手段を通じて、その、是正・救済に取り組みます。

また、当社グループでは社内外のステークホルダーからの相談を受け付けるための窓口を設置、運用してまいります。本窓口の運用に際しては、相談者が報復などの不利益を被ることがないように運用します。

<教育・研修>

キューソー流通システムグループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、適切な教育・研修を行います。

<ステークホルダーとの対話・協議>

キューソー流通システムグループは、本方針の一連の取り組みにおいて、関連するステークホルダーや社外の専門家との対話・協議を継続的かつ真摯に行います。

<情報開示>

キューソー流通システムグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、定期的に開示します。

2024 年 12 月 1 日
株式会社キューソー流通システム
代表取締役社長
富田 仁一